

第 11 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和4年11月17日(木) 午後2時00分

場 所 津市一志庁舎 2階 第1会議室

出席部会委員 6 田口 慶則 ・ 7 野田 清太・14 池山 允敏・15 宮本 政春
16 中谷 秀也 ・ 17 西森 偉統・18 結城 晋三・20 諸戸 善昭
22 中野 たつ子・24 岡田 勇樹

以上10名

欠席部会委員

出席部会員外委員

議 長 第2農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 藤井事務局長・野村事務局次長・増田担当副主幹

総合支所 久居：若松主査 一志：柴山担当副主幹
白山：谷担当副主幹 美杉：磯田担当主幹

議事録署名者 14 池山 允敏・16 中谷 秀也

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第3号 時効取得による所有権の移転について
報告第4号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
報告第5号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（所有権移転）

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）
議案第5号 農地法経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について <別冊>

議 事 の 大 要

議 長	第11回第2農地部会を開催させていただきます。 なお、新型コロナウイルス感染対策の一環により、各委員が発言する場合はマスク着用のまま発言をお願いします。 本日の欠席はありません。 議事録署名委員は、14番 池山委員、16番 中谷委員、よろしくお願いします。 本部会に付議されました議案につきましては、事前に通知いたしましたとおりでございますのでよろしくお願いいたします。 それでは初めに、会長専決等の報告事項に入ります。
事 務 局	それでは、議案書の1ページから2ページをお願いいたします。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。番号1から9で、件数は9件、合計面積は田で11,892㎡でございます。これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。 3ページから11ページをお願いいたします。 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。番号1から10で、件数は10件、合計面積は67,830.47㎡で、その内訳は田が38,572㎡、畑が28,270㎡、その他が宅地で988.47㎡でございます。 これらにつきましては、相続の届出でございます。 なお、現況地目が農地以外になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。 12ページをお願いいたします。 報告第3号 時効取得による所有権の移転について、でございます。番号1から4で、これらの案件につきましては、権利者は当該土地を20年以上にわたり自己の所有地として維持管理しており、取得時効が成立しています。 以上、件数は4件、合計面積は3,103㎡で、その内訳は田が1,479㎡、畑が1,624㎡でございます。 13ページをお願いいたします。 報告第4号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、でございます。 番号1 一般個人住宅用地 以上、件数は1件、合計面積は畑で395㎡でございます。 14ページをお願いいたします。 報告第5号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（所有権移転）、でございます。 番号1 一般個人住宅用地

番号2 宅地分譲用地

番号3 建売住宅用地

でございます。

以上、件数は3件、合計面積は890.24㎡で、その内訳は畑が758㎡、
その他が宅地で132.24㎡でございます。

報告案件は以上です。

議 長

それでは、議案事項に入らせていただきます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）を
議題とします。

事務局、説明願います。

事 務 局

それでは、15ページから16ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）で
ございます。

番号1、地区 栗葉、申請地 稲葉町中山____、登記地目・現況地目と
も田、面積 1,818㎡、受人 ____、面積 66,771㎡、渡人 ____
____。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は兼業による営農縮小のためです。

番号2、地区 大井、申請地 一志町井関下名倉____、登記地目・現況
地目とも田、面積 1,606㎡ 外1筆、合計面積 2,180㎡、受人 ____
____、面積 5,338㎡、渡人 ____。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は高齢化による労力不足のためです。

番号3、地区 八知、申請地 美杉町八知戸井外____、登記地目・現況
地目とも田、面積 1,927㎡ 外5筆、合計面積 4,791㎡、受人 ____
____、面積 4,791㎡、渡人 ____。

譲受理由は耕作引継ぎのため、譲渡理由は高齢化による労力不足のためです。

番号4、地区 竹原、申請地 美杉町竹原中ノ垣内____、登記地目・現
況地目とも畑、面積 297㎡ 外1筆、合計面積 746㎡、受人 ____
____、面積 0㎡、渡人 ____。

譲受理由は空き家取得に伴う新規営農のため、譲渡理由は農業廃止のためで
す。

以上、件数は4件、合計面積は9,535㎡で、その内訳は田が5,925
㎡、畑が3,610㎡でございます。

これらの案件につきましては、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下
限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しない
ため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございます。ただいま事務局より説明がありましたが、地元委員
のご意見を伺います。

	1 番。
野田委員	7 番、野田でございます。11月9日に諸戸部会長、田口委員、中野委員、地元推進委員4名、事務局で現地確認してまいりました。場所は_____の西約200mに位置する土地でございます。内容は事務局の説明のとおりでございます。現在も譲受人が耕作をしており、何ら問題はないと思います。
議 長	ありがとうございます。 2 番、お願いします。
宮本委員	15 番、宮本です。9 日の日、現地確認は、私と池山委員、それから地元推進委員と事務局立会いの下で現地を確認しました。これは細かく言っても仕方ないんでしょうけれども、実際に営農拡大するのか、一応書類が整っているから仕方ないというような感じです。
議 長	3、4 番、お願いします。
結城委員	18 番、結城です。八知の3 番について、9 日の日に地元推進委員、事務局で現地を確認いたしました。渡人は、高齢になり耕作するには労力不足のため、息子さんに農地を渡して耕作してもらおうということです。受人は父が高齢になり耕作するのが大変になり、農地を引き継ぎする。これは生前贈与に当たると思います。 それから、竹原、4 番について説明をいたします。これも9 日の日に地元推進委員、事務局で現地を確認いたしました。渡人は、高齢になり施設生活になったため、維持管理が困難になり、宅地建物と一緒に譲渡したと。受人は土地と建物を一緒に現在のまま継続していきたいということでございます。 以上です。
議 長	ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。よろしいですか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1 号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第2 号については許可することに決定したいと思います。 次に、議案第2 号 農地法第4 条第1 項の規定による許可申請についてを議題とします。 事務局、説明をお願いします。
事 務 局	17 ページをお願いいたします。 議案第2 号 農地法第4 条第1 項の規定による許可申請についてでございます。

番号 1、地区 栗葉、申請地 庄田町若林____、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 727㎡のうち433㎡、申請者 _____。

これにつきましては、申請地を店舗用地とするものです。

昭和35年頃、申請者の母が農業用倉庫と進入路を設け、その後、令和4年4月に農業用倉庫をリノベーションし、申請の用途で利用開始した旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は1件、面積は畑で433㎡でございます。

この案件につきましては、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。事務局より説明がありました。地元委員のご意見をお伺いします。

1番、お願いします。

野田委員 7番、野田でございます。これも同じく9日に諸戸部会長、田口委員、中野委員、地元推進委員4名、久居事務局のほうで見てまいりました。場所は____の西約400mに位置する土地でございます。事務局からの説明にもございました。既に建設されていた倉庫をリノベーションして、店舗として利用しているものです。始末書も提出されておりますので、現状の建物を利用することから問題はないものと思います。

以上でございます。

議 長 ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見を伺います。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することに決定したいと思います。

続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）を議題とします。

事務局、説明をお願いします。

事 務 局 18ページから21ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号 1、地区 久居、申請地 久居野村町北小膳田____、登記地目・現況地目とも畑、面積 412㎡ 外1筆、合計面積 1,349㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を貸駐車場用地とするものです。

受人が代表を務める法人が運送事業を営んでおり、受人の個人名義で取得し、受入から法人へ駐車場用地として貸す計画です。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号2、地区 久居、申請地 久居野口町_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 305㎡、受入 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を資材置場用地とするものです。

受入は、隣地の自宅を拠点として太陽光パネルの販売をしており、申請地を部品等の資材置場として利用する計画です。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号3、地区 久居、申請地 戸木町南川原_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 1,090㎡ 外5筆、合計面積 3,708㎡、受入 _____、渡人 _____ 外3名。

これにつきましては、申請地を砂利置場とするものです。

農地部分は第1種農地であり、原則転用を許可しない農地と位置づけられますが、既存施設の拡張で、拡張に係る部分の敷地の面積が既存施設の敷地の面積の2分の1を超えないため、不許可の例外に該当するものと判断されます。

番号4、地区 栗葉、申請地 庄田町馬廻り_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 148㎡ 外5筆、合計面積 1,059㎡、受入 _____、渡人 _____ 外1名。

これにつきましては、申請地を共同住宅用地とするものです。

津市の開発指導要綱に基づく確認手続中で、農地部会審議後に同時許可となる予定です。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 栗葉、申請地 稲葉町涼野_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 631㎡ 外1筆、合計面積 1,093㎡、受入 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は438.4㎡、パネルの設置率は40.1%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 大井、申請地 一志町井関下名倉_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 555㎡、受入 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 川合、申請地 一志町片野北浦_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 144㎡ 外1筆、合計面積 324㎡、受入 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を建て売り住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 川合、申請地 一志町小山鳥居ノ本____、登記地目・現況地目とも畑、面積 332㎡、受人 ____、渡人 ____。
これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 波瀬、申請地 一志町波瀬井ノ口____、登記地目・現況地目とも畑、面積 257㎡、受人 ____、渡人 ____。
これにつきましては、申請地を庭用地とするものです。
受人は、隣地の宅地を購入するに合わせて、現況のまま申請の用途で利用する計画です。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区 大三、申請地 白山町二本木北閑城____、登記地目 畑、現況地目 雑種地、面積 42㎡ 外1筆、合計面積 352㎡、受人 ____ 外1名、渡人 ____ 外1名。
これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものです。
受人は、隣地の宅地を購入するに合わせて、現況のまま申請の用途で利用する計画です。
平成9年頃、渡人が隣地の居宅を新築する際、駐車場用地として転用した旨の始末書の提出がありますことから、それを追認しようとするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号11、地区 倭、申請地 白山町上ノ村林____、登記地目・現況地目とも田、面積 968㎡、受人 ____、渡人 ____。
これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は600㎡、パネルの設置率は62%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号12、地区 倭、申請地 白山町上ノ村林____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,183㎡、受人 ____、渡人 ____。
これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は600㎡、パネルの設置率は50.8%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号13、地区 太郎生、申請地 美杉町太郎生下切____、登記地目・現況地目とも田、面積 592㎡、受人 ____、渡人 ____。
これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は350.5㎡、パネルの設置率は59.2%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号14、地区 太郎生、申請地 美杉町太郎生下垣内____、登記地目 田、現況地目 宅地、面積 360㎡、受人 ____、渡人 ____。
これにつきましては、申請地を工場用地とするものです。
平成5年頃、渡人の父が知人に貸し、縫製工場が建設された旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号15、地区 八知、申請地 美杉町八知相戸____、登記地目 田、
現況地目 宅地、面積 115㎡ 外1筆、合計面積 835㎡、受人 ____
____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

平成5年頃、渡人の先代が土木建築業を営んでおり、その事業のための居宅
兼事務所を建築した旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しよ
うとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号16、地区 八知、申請地 美杉町八知東川____、登記地目・現況
地目とも畑、面積 152㎡ 外1筆、合計面積 716㎡、受人 ____、
渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は378㎡、パネルの設置率は52.8%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は16件、合計面積は13,988㎡で、その内訳は田が4,678㎡、畑が9,310㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、
許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございます。

事務局より説明がありました。立会いしていただきました地元委員のご意見
をお伺いします。

1番から3番お願いします。

田口委員

6番、田口です。

1番と2番で、9日の日に現地を見てまいりました。諸戸部会長並びに野田
委員、そして地元推進委員4名と見てまいりました。これも先ほどの事務局の
説明どおりでございます。何も問題ないと思います。よろしくお願いします。

2番目も一緒でございます。これも何ら問題ないと思います。

3番は、去る9日の午後、本庁局長はじめ会長、諸戸部会長、推進委員と見
てまいりました。これは前にも一回砂利は取ってある分でした。これも何ら問
題ないと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございます。

4番、5番。

野田委員

7番、野田でございます。同じく11月9日に見てまいりました。諸戸部会
長、中野委員、地元推進委員4名で見てまいりました。場所ですけれども、
____に位置する土地でございます。当該土地は既に耕作放棄地となっており
まして、維持管理が困難になったことから、共同住宅用地に売却をするとい
うことでございます。関係者への了解も取れており、問題はないものと思われま
す。

続きまして、5番、これも同じメンバーで見てまいりました。場所は____から南東に約500mに位置する土地でございます。当該土地は既にこれも耕作放棄地となっております、維持管理が困難ということから太陽光発電設備用地として売却するものです。周辺は既に太陽光発電施設ができておりまして、何ら問題はないと思います。

以上でございます。

議長

ありがとうございます。

6から9まででよろしいかな。お願いします。

池山委員

14番、池山でございます。6番、これは____のすぐ東側に当たるところでございます、もう既に耕作されていない形になっていまして、問題なからうということで、地元推進委員も併せて確認をしております。6番については問題ございません。

7番、これは川合地区でございますが、____のすぐ近くでございます、もう既に周りはずっと毎回のようには該当する畑、もう既に住宅がどんどん建てられてきておりまして、その一角に建て売り住宅用地として畑を建築会社がやりたいということでございました。これについても問題はなからうということでございます。

8番の小山鳥居ノ本、これも____のすぐ近くでございますが、もう既にこれもこの道路の南側、北側ともに開発が進んでおりまして、その残された一部分という状況になっておりまして、それを個人住宅を建てたいということで、問題なからうということで見てまいりました。

9番でございますが、9番は____という波瀬の奥でございますが、ちょうど波瀬川沿いの住宅となりまして、____に建っている家でございますが、その何段か、2段、3段になっております今まで畑として使われていた用地、石垣が積んであるんですが、そこを庭にしたいと。その崖のすぐ上にある家の方が利用するということでございましたので、特に問題はなからうということで地域の推進委員も確認をいたしました。

以上でございます。

議長

ありがとうございます。

10、11、12番。

中谷委員

16番、中谷です。まず、10番ですけれども、11月9日、西森、岡田、中谷、3人の委員と地元推進委員、それと白山の事務局で確認をしてまいりました。場所は____の南東にあります____に位置します。受人の自宅が老朽化し、渡人の親が住んでいた家ですけれども、現在空き家になっているところを購入され、それに付随する土地を駐車場にするということで、何ら問題はありません。

11、12、これは隣接した土地ですので一括して説明させていただきます。これも9日の日、西森、岡田、中谷の3人の委員と地元推進委員、それから白山の事務局で確認をしてまいりました。場所は____の北側になります。山際で棚田を開いたところで小さな田が幾つか集まったところになります。耕作するには大きな機械も入らず不便なところで、太陽光発電になっても仕方がないのかなと思われるようなところです。

	以上です。
議 長	ありがとうございます。 13から16まで。
結城委員	結城です。13番から16番までを説明いたします。太郎生の13番について、9日の日に地元推進委員と事務局で現地を確認いたしました。放っておいてイノシシやそういう獣が出てくるよりも太陽光発電をしたほうが環境にもいいと、私らもそう思いました。13番はそういうことでございます。 14番も同じ地元推進委員と事務局で見てまいりました。30年前に縫製工場があって、地目が農地のため宅地に転用して売買すると。写真、始末書は添付されておりますのでよろしくお願いしたいと思います。 それから、15番ですけれども、宅地と一体借りをして、庭園の造成、それから一部を駐車場にしたいということでございます。 それから16番、これも同じ日に現地確認をいたしました。渡人から受人に所有権移転し、受人が太陽光発電を設置するということでございます。再生エネルギーであるということでございますのでよろしくお願いしたいと思います。 以上です。
議 長	ありがとうございます。地元委員より説明がございましたけれども、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それでは、お諮りします。ただいま審議いただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第3号については許可することに決定したいと思います。 続きまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）を議題とします。 事務局、説明を願います。
事 務 局	22ページをお願いいたします。 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。 番号1、地区 波瀬、申請地 一志町波瀬庵ノ前____、登記地目・現況地目とも田、面積 603㎡ 外5筆、合計面積 6,367㎡、借人 ____、貸人 ____ 外4名。 これにつきましては、申請地を工事用進入路兼資材置場用地（一時転用）とするものです。 農地区分は農用地区域内農地であり、原則転用を許可しない農地と位置づけられますが、農地を申請地の奥で工事をするための進入路及び資材置場の目的

に一時的な利用に供するものであることから、不許可の例外に該当するものです。

以上、件数は1件、面積は田で6, 367㎡でございます。

この案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いします。

池山委員 14番、池山です。9日の日に喜多会長、部会長、本庁事務局、ほか一志の委員、地元推進委員、一志事務局と現地確認をしました。道路に面した部分は、事前に着工してあったので、3か月ぐらい前から私はちょっとどうかどうかと聞いておった案件です。一時転用ということですのでやむを得ないかもしれませんが、ちょっと業者としては横着になっておる気がしたんです。届出が出ればまだ問題はないように思うんですが。よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。説明がございましたが、それでは皆様方からのご意見をお聞きしたいと思います。よろしいか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第4号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第4号については許可することに決定したいと思います。

次に、別冊としてお配りいたしました議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局、説明をお願いします。

事 務 局 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

それでは、資料の1ページ、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

まず、久居地区をご覧ください。田の賃貸借、使用貸借で39, 612㎡、畑の使用貸借で4, 959㎡、契約件数は16件でございます。

一志地区につきましては、田の賃貸借で3, 692㎡、畑の使用貸借で343㎡、契約件数は3件でございます。

白山地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で35, 731. 99㎡、畑の使用貸借で2, 133㎡、契約件数は14件でございます。

美杉地区につきましては、該当はございませんでした。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて79, 035. 99㎡、畑の集積が使用貸借で7, 435㎡、合計契約件数は33件、合計面積は

86, 470.99㎡となっております。

次に、認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は、久居地区8件、一志地区1件、白山地区5件で合計14件、合計面積は44,060㎡でございます。

また、認定農業者への集積は、件数で42.5%、面積で51%となっております。

続きまして、農地中間管理事業を利用した案件についてご説明をいたします。

人・農地プランの作成が要件となっている新規のものについて、農用地利用集積計画の概要の整理番号の左側欄外にアルファベットのNを記載しています。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

最後に、2ページからの農用地利用集積計画の概要でございますが、今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただきまして、ご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 今回の案件のうち、初めに農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件について、先に審議をお願いします。7と8についてです。
_____委員、一時退室願います。

< 退 室 >

議長 それでは、7の7外1件について、皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 よろしいですか。この件について、意見もないようですのでお諮りします。ただいま審議をいただきました2件について、ご異議ございませんね。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。この案件につきましては適正であると認め、市長に進達することにいたします。
入室をお願いします。

< 入 室 >

議長 それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきましてご審議をお願いします。どうですか。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮ります。ただいま審議をいただきました案件について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。これらの案件につきましても適正であると認め、市長に進達することといたします。
以上で、本部会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。
これをもちまして、第11回第2農地部会を閉会します。

午後2時41分

上記は、第11回第2農地部会の議事を録したものである。

令和4年11月17日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____